打道山七六九の一、七六九の五、七六九の六、七七〇の一、字糠頭下モ折口山九三五、九三六、字上ミ折口山九三七、字河原ノ上手山九三八の一、九三九、九四〇、字ウナリ松ノ下モ九四一、九四二、字ウナリ松家ノ上手山九六九、九七〇の一、九七一の一、字ウナリ松家ノ上手九七二、九七四、字小長埒山九九五、九九六の二、九九七、字大長埒山一〇〇三、字石仏山一〇〇四の一、一〇〇五の一、字タワ埒山一〇〇六の一、字峠山一〇〇七の一、一〇〇七の三、一〇〇八の一、字沢田ヶ埒山一〇〇九、字沢田ヶ埒ヨリ本床山一〇一〇の一、字桜床山一〇二九、一〇三〇の一から一〇三〇の三まで、字河原向山一〇三一、字蛇ノボラズ山一〇三二から一〇三六まで、字焼鈩床山一〇三七から一〇三九まで、字焼鈩谷左リコツトイノクソ山一〇四一、一〇四二、字焼鈩本谷奥山一〇四三、字焼鈩奥山一〇四四、一〇四五、字焼鈩奥右ノ谷左平山一〇四六、一〇四七、字焼鈩奥右ノ谷右平山一〇四八、字穴ヶ峠山一〇四九、一〇五〇、福寿実字小堤谷山六六五の一、字虫尾山一三四五の三、一三四五の五から一三四五の一三まで、一三四五の一六、一三四五の一七、一三四五の四四から一三四五の五九まで、一三四五の六一から一三四五の六五まで、一三四五の六八、一三四五の七一、宝谷字東阿太上一四三五の一、一四三五の四、一四三七の一から一四三七の一八まで、一四三八、一四三九の一から一四三九の三まで、一四三九の六、字西阿太上一五〇二の一から一五〇二の四まで、一五〇三から一五〇七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市森字赤瀬谷二七五、二七五の一、二七六、二七七、五三〇、五三六から五四三まで、字岡平ル五四六の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤瀬谷二七五、二七五の一、二七六、二七七、五三〇、五四〇から五四三まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市森字コクイ峯四八一、四八五の一、四八七、字イノフ四九七の三、四九八、字古屋敷五〇七、字家ノ平五一九、大河内字山ノ神六五〇、六五六の二、六五八の四、六五七、字汗干谷六七九の三、六八五の二、六八六、六八七、七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、字林ノ峯七八二の一一、字心吉ノ峰七九三、七九八の一、七九八の三、字屋敷通平八五四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町志谷字磨谷四六三、四六七、四六九、四七三の一、四七三の二、四七八、四八〇、四八一、四八五、四八八、四八九、字峠四九〇、四九三、四九五、四九六の一、四九七の一、四九七の二、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一から五〇一の四まで、五〇一の二から五〇一の一九まで、五〇二、五〇三の一、五〇三の二、字加賀谷山六二〇の一、字津無谷山八三二の一、八三二の二、八三二の四、八三三の一、八三三の二、八三四、八四一、八四二の一、八四二の二、八四四の一、八四四の二、八四四の四、八四四の五、八四五、八四六の一、稗谷字峠五〇七の一、五〇七の二、五〇八（次の図に示す部分に限る。）、五一三の一、五一五の一、五一五の二、字梅鳴五六四の一、五六四の二、五六五（次の図に示す部分に限る。）、五七〇の一、五七〇の二、五七一の一、五七一の二、五七二の一から五七二の三まで、五七三、五七四、字浄田七五六から七六一まで、七六二の一、七六二の二、七六三（次の図に示す部分に限る。）、字峠上七六四の一から七六四の三五まで、七六四の三六（次の図に示す部分に限る。）、七六四の三七から七六四の四〇まで、七六四の四一・七六四の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七六四の四三から七六四の四七まで、字梅鳴山七七一、字横岩七七四（次の図に示す部分に限る。）、字西谷七七五の一から七七五の一五まで、字浅見谷七七八（次の図に示す部分に限る。）、七七九から七八二まで、横地字小茅野一〇〇〇から一〇二三まで、一〇二五から一〇四四まで、一〇四五の一から一〇四五の四まで、一〇四六から一〇四八まで、一〇四八の一から一〇四八の三まで、一〇四九から一〇六四まで、字天平一〇六七、一〇六九から一〇七一まで、一〇七三、一〇八三、一〇九二から一〇九六まで、一〇九六の一、一〇九七から一一〇一まで、一一〇三、一一〇四、一一〇六、一一〇八の一、一一〇九から一一一一まで、一一一三から一一二二まで、一一二六から一一二八まで、一一三〇から一一三六まで、一一三七の一、一一三七の二、一一三九から一一四五まで、一一六四、一一六五、一一六七、一一七九から一一八二まで、字上山一二一〇の一、一二一〇の二、妻鹿野字兎鼻二〇五七の一から二〇五七の一〇まで、二〇五八から二〇六一まで、二〇六二の一から二〇六二の一九まで、字中野二〇六三の一から二〇六三の四まで、二〇六四の一から二〇六四の二一まで、字財尾山二〇八九、二〇九〇の一、二〇九一、二〇九二から二〇九五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市用瀬町川中字猿山八一四の一から八一四の四まで、字奥山谷八五四の一、八五四の三から八五四の五まで、八六九の一から八六九の六まで、字鴛ヶ谷八八一の一、八八三、八八四、八八五の一から八八五の三まで、用瀬町安蔵字西ヶ谷一〇九二、字本谷一〇九四の一、一〇九四の一七から一〇九四の二〇まで、一〇九四の二五、一〇九四の二八、一〇九四の三〇、一〇九四の四一、字カイノ谷一〇九八の一、一〇九八の五、字会見ヶ谷一〇九九の一、一一〇〇の一、一一〇〇の二、字宝殿谷奥一一六〇、